

記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択基準について

○意義・目的

生活文化の分野については、令和３年の文化財保護法改正により新設された無形文化財の登録制度によりこれまで計６件の登録無形文化財の登録を行い、幅広く緩やかな保護・継承を図ってきた。

この過程において、学術的調査の積み重ねにより、いくつかの案件について、特定の個人又は団体が有する特に優れたわざに関し、国による強い支援が必要と思われるケースも散見されるようになってきた。

以上のことから、生活文化に重要無形文化財の制度を導入する必要性が認められ、これに合わせて重要無形文化財の制度を補完する制度である記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択制度も整備する必要があることから、生活文化関係の記録作成等の措置を講ずべき無形文化財の選択基準を新設する。